	20,001円～27,500円					

（備考）

１．法第３条第３項第７号の２に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を受託している場合に限り記載すること。

２．直近の11月末の状況について記載すること。

３．実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。

４．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。

23．年齢及び掛金額ごとの個人型年金加入者の人数の状況

①第一号加入者であるもの（令第36条第１号に該当する者）

年齢区分／掛金額区分（平均月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	人数計
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～30,000円						
30,001円～40,000円						
40,001円～50,000円						
50,001円～60,000円						
60,001円～67,999円						
68,000円						
人数計						

②第二号加入者であって、下記③及び④以外のもの（令第36条第２号に該当する者）